

訪問看護重要事項説明書

(精神科医療保険)

訪問看護ステーション ピースフル岩出

事業所番号： 3061890152

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者 _____様（以下「甲」という）に対する訪問看護提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づき、当事業者（以下「乙」という）が甲に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問事業者概要

名称・法人の種別 : 株式会社 みらい
代表者名 : 中井 啓介
所在地・連絡先 : 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4
電話 : 0739-48-0297

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション ピースフル岩出
所在地	和歌山県岩出市西野 202-3 1st Place 1-C
電話	0736-79-3937
FAX	0736-79-3938
事業所番号	3061890152
管理者氏名	中西 美栄子
事業の実施地域	岩出市 紀の川市 和歌山市
営業日	月曜日～金曜日 祝日 8:30 ~ 17:30
営業しない日	土・日 年末年始(12/29~1/3) ※上記、営業しない日においても、心身の状態によりご希望があれば当番にて対応させて頂きます。

3. 事業の目的と提供方法及び内容

事業の目的：在宅療養を希望する方の訪問看護

提供方法：主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護、健康相談、指導を行う。

サービスの内容：健康状態の観察、健康相談、バイタル測定、病状観察と相談等

4. 事業所の職員体制

(1) 管理者 看護師常勤兼務 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士適当数 ※必要に応じて雇用する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

5. 利用料（医療保険）

【負担の金額は、下記表の金額へ、保険証記載の負担割合を掛けた金額となります】

訪問看護管理療養費

	機能強化型以外	機能強化型Ⅰ	機能強化型Ⅱ	機能強化型Ⅲ
初 日	7,670円	13,230円	10,030円	8,700円
訪問看護療養費Ⅰ			訪問看護療養費Ⅱ	
2日目以降	3,000円		2,500円	

精神科訪問看護基本療養費

		週3日目まで 30分以上	週3日目まで 30分未満	週4日目以降 30分以上	週4日目以降 30分未満
基本療養費 (I)	看護師・作業療法士	5,550円	4,250円	6,550円	5,100円
	准看護師	5,050円	3,870円	6,050円	4,720円
基本療養費 (III)	看護師・作業療法士 同一日に2人	5,550円	4,250円	6,550円	5,100円
	看護師・作業療法士 同一日に3人以上	2,780円	2,130円	3,280円	2,550円
	准看護師 同一日に2人	5,050円	3,870円	6,050円	4,720円
	准看護師 同一日に3人以上	2,530円	1,940円	3,030円	2,360円
基本療養費 (IV)	外泊時		8,500円		

その他加算

特別地域訪問看護加算※1	所定の50/100を加算	
精神科緊急訪問看護加算	2,650円	
長時間精神科訪問看護加算 ※2	5,200円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師・作業療法士 同一建物内1人又は2人	1日1回 4,500円 1日2回 9,000円 1日3回以上 14,500円
	看護師・作業療法士 同一建物内3人以上	1日1回 4,000円 1日2回 8,100円 1日3回以上 13,000円
	准看護師 同一建物内1人又は2人	1日1回 3,800円 1日2回 7,600円 1日3回以上 12,400円

	准看護師 同一建物内3人以上	1日1回 3,400円 1日2回 6,800円 1日3回以上 11,200円
	看護補助者 (週に1回)	同一建物内1人、2人 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円
	夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後10時まで・午前6時～午前8時まで)	2,100円
	深夜訪問看護加算 (午後10時～午前6時まで)	4,200円
24時間対応体制加算	イ	6,800円
	ロ	6,520円
	情報提供加算	1,500円
	訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780円
	医療DX情報活用加算	50円

※1 特別地域訪問看護加算として、厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションが片道1時間以上要する利用者に対して、訪問看護を行う場合、又は厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合に訪問看護基本療養費の所定額の50%を加算します。

※2 イ 15歳未満の超重症児または準超重症児の場合：週3回
ロ 15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者

その他費用

- ・死後の処置料：20,000円
- ・キャンセル料： 3,000円

・保険適用外のサービスを提供した場合の利用料の額は、1時間8500円とする。早朝夜間料金は25%増、深夜料金は50%増とする。

別途、交通費(サービス開始時点、終了地点が遠距離の場合、および移動にタクシー、バス等の公共交通機関などが必要な場合とする。)

6. 苦情申立窓口

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション ピースフル岩出

電話 : 0736-79-3937 担当者: 中西 美栄子

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。
その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
- (2) 苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
- (3) 苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。
- (4) 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
- (5) 苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

和歌山県国民健康保険団体連合会 苦情（相談）窓口

住所 : 和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22 電話 : 073-427-4662

那賀振興局 健康福祉部

住所 : 岩出市高塚209 電話 : 0736-61-0020

和歌山市保健所

住所 : 和歌山市吹上5丁目2番15号 電話 : 073-488-5107

7. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 乙が甲に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、甲の家族、甲にかかわる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、速やかに必要な処置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、その記録は5年間適切に保存します。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を速やかに講じます。

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1又は甲2に対して
サービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(乙) 所在地 : 和歌山県岩出市西野 202-3 1st Place 1-C
名 称 : 株式会社 みらい 代表取締役 中井 啓介
訪問看護ステーション ピースフル岩出
説明者 : 中西 美栄子

令和 年 月 日

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項
の説明を受けました。

(甲1) 利用者

住 所 :

氏 名 :

(甲2) 利用者の後見人又は家族

住 所 :

氏 名 :
